

第3回理事会日程

令和7年6月26日

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について（資料1）
2. 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について

（資料2、追加資料 当日配布）

3. 関係団体の各種会議について（資料3）

◎協議事項

1. 令和6年度補正予算にかかる生活衛生関係対策事業（儲かる業づくり）について

（資料4-1、4-2、参考資料1、参考資料2 当日配布）

2. 令和7年度生活衛生関係対策事業（インバウンド対応）について（案）（資料5 差替資料）

3. 理事研修会・各部門委員会・第4回理事会の日程について（資料6）

4. 2025パリ世界大会日本代表団の派遣について（資料7）

5. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）（於：兵庫県）について

（1）大会役員について（資料8）

（2）ウエルカムパーティーについて（資料9）

6. 組合加入特別キャンペーンの実施について（資料10）

資 料 1

会 議 日 誌

令和7年5月21日～6月17日

7. 5/21 第2回正副理事長打合会

◎打合せ事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 第4回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について 了承
3. 令和7年春の叙勲・褒章受章者について ----- 了承
4. 第193通常総会・評議員会について
- (1) 監査報告について ----- 了承
- (2) 役員(監事)選任の件について ----- 了承
5. 令和7年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰について ----- 了承
6. 令和7年度全国理容連合会理事長表彰について ----- 了承
7. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」監査報告について ----- 了承
8. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂(案)について ----- 了承
9. 2025パリ世界大会個人戦部門出場選手の募集結果について ----- 了承
10. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025(第77回全国理容競技大会)および諸会議、ウエルカムパーティー等の日時・会場について ----- 了承
11. Hair Creation-2026の設定について ----- 了承
12. 全理連特別講師の委嘱について ----- 了承
13. 関係団体の各種会議について ----- 了承
14. 第2回常務理事会(5/22)並びに第2回理事会(5/28)の協議日程について ----- 了承

7. 5/22 第2回常務理事会

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 第4回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について 了承
3. 令和7年春の叙勲・褒章受章者について ----- 了承
4. 第193通常総会・評議員会について
- (1) 監査報告について ----- 了承
5. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」監査報告について ----- 了承
6. 2025パリ世界大会個人戦部門出場選手の募集結果について ----- 了承

[当日配布]

◎報告事項

1. 全理連特別講師の委嘱について ----- 了承
2. 関係団体の各種会議について ----- 了承

◎協議事項

1. 第193通常総会・評議員会について

- (1) 役員(監事)選任の件について ----- 了承
2. 令和7年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰について ----- 了承
3. 令和7年度全国理容連合会理事長表彰について ----- 了承
4. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂(案)について ----- 了承
5. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025(第77回全国理容競技大会)および
諸会議、ウエルカムパーティー等の日時・会場について ----- 了承
6. Hair Creation-2026の設定について ----- 了承
7. 第2回理事会(5/28)の協議日程について ----- 了承

7. 5/28 第2回理事会

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 第4回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会 理容師・美容師専門委員会について 了承
3. 令和7年春の叙勲・褒章受章者について ----- 了承
4. 第193通常総会・評議員会について
- (1) 監査報告について ----- 了承
5. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」監査報告について ----- 了承
6. 2025パリ世界大会個人戦部門出場選手の募集結果について ----- 了承
7. 全理連特別講師の委嘱について ----- 了承
8. 関係団体の各種会議について ----- 了承
9. 共済制度検討 中間報告 ----- 了承

◎協議事項了承

1. 第193通常総会・評議員会について ----- 了承
- (1) 役員(監事)選任の件について ----- 了承
2. 令和7年度厚生労働省健康・生活衛生局長表彰について ----- 了承
3. 令和7年度全国理容連合会理事長表彰について ----- 了承
4. 「全理連ナショナルチーム育英支援の会」会則の一部改訂(案)について ----- 了承
5. HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025(第77回全国理容競技大会)および
諸会議、ウエルカムパーティー等の日時・会場について ----- 了承
6. Hair Creation-2026の設定について ----- 了承

7. 5/29 第193通常総会・同評議員会

- 議案第1号 令和6年度事業報告承認の件 ----- 承認
- 議案第2号 令和6年度決算報告および剰余金処分案承認の件 ----- 承認
- 議案第3号 役員(監事)選任の件 ----- 承認

<連合会関係団体>

=全国理容政治連盟中央会=

7. 5/21 第4回正副会長・幹事長打合会

7. 5/22 第4回常任執行委員会

7. 5/28 第4回執行委員会

=公益財団法人 日本エステティック研究財団=

7. 5/20 第37回理事会

=公益財団法人 理容師美容師試験研修センター=

6. 6/4 第34回理事会

=公益社団法人 日本理容美容教育センター=

7. 6/5 第33回通常理事会

=公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター=

7. 6/10 第1回理事会

資料 2

2025-4-24 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会第5回理容師・美容師専門委員会

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 定刻となりましたので、ただいまより第5回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の会議は、あらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声の配信を行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗って、できるだけ大きな声で発言いただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況について御報告いたします。

本日御出席いただいているのは、遠藤委員、大森委員、谷本委員、芳賀委員長、藤田委員、藤原委員、増田委員、松野委員、宮崎委員の9名で、増田委員はオンラインで御出席いただいております。

委員総数10名中9名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則第2条第6項の規定により、本日の会議が成立したことを報告します。

それでは、この後の進行につきましては、芳賀委員長にお願いしたいと思います。

○芳賀委員長 本日もどうぞよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、初めに、事務局より資料の確認をお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第、委員名簿、座席表がございまして、議事次第に記載のとおり、資料1-1、1-2の2点、このほか参考資料1から参考資料4を配付しています。過不足等ありましたら、事務局にお申しつけください。

○芳賀委員長 資料はおそろいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。

議題1「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ（案）」について、事務局から資料の説明をお願いします。事務局から説明をいただいた後で委員の皆様から御意見を聞き、審議するという段取りで進めていきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長補佐 それでは、事務局において、資料1-2の「理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ（案）」を作成しましたので、御説明させていただきます。資料には、該当箇所を分かりやすくするために、各ページの左側に行数の番号を記載させていただいております。

それでは、2ページ目を御覧ください。「第1 はじめに」ですが、まず、理容師法及び美容師法に基づく制度として、理容師及び美容師の国家資格の取得に当たり、養成施設における教課程の取得や国家資格の合格の必要があるといったことを記載してまいります。

9行目以降には、それぞれの制度の類似の見直しとともに、直近の平成29年の制度改正において、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるための修得者課程の創設などの見直しが行われたことを記載してまいります。

また、14行目以降は、理容師制度及び美容師制度のあり方等について幅広く審議することを目的として、令和6年6月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に設置された理容師・美容師専門委員会において、平成29年の制度改正から一定期間が経過したことや、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」等を受け、時代のニーズに沿った理容師及び美容師の養成制度のあり方について、当面、重点的に検討を行うこととした経緯と、これまで関係団体のヒアリングを含めて5回にわたり議論を行い、今般、一定の方向性が得られた点について早期に実現に向けて取組を推進する観点から、これまでの検討内容について整理し、中間とりまとめを行うことを記載してまいります。

次に、「第2 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直し」については、「Ⅰ 検討にあたっての視点」と「Ⅱ 各論点項目における検討内容について」の小見出しをつけてまいります。

まず、「Ⅰ 検討にあたっての視点」については、30行目から3ページ目にかけて記載してまいります。理容業及び美容業は、国民生活に欠かせないサービスであり、今後とも、高度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要があること。

他方、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業を、将来にわたって若者にとって魅力的な職業とするとともに、理容師及び美容師の養成制度について、少子高齢化の進展や近年の離職動向にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことがより一層重要となっていること。

これらの課題を踏まえて、今後の理容師及び美容師の養成制度のあり方に関し、検討の視点及び論点項目を資料中の表にまとめて整理し、各論点項目に係る見直しの方向性について議論を行ってきたことを記載してまいります。

4ページ目を御覧ください。「Ⅱ 各論点項目における検討内容について」、各論点の制度の現状と見直しの方向性をそれぞれ記載してまいります。説明時間の都合上、制度の現状の説明については省略し、見直しの方向性について御説明させていただきます。

初めに、「1. 必修課目と選択課目の履修内容について」です。19行目以降に見直しの方向性として、理容師及び美容師の養成に当たって必須となる知識及び技能の修得を図る必修課目の履修を中核としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、各養成施設において、選

択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要であること。

このため、将来、理容業及び美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、「教科課程の基準の運用」で例示されている選択課目に関して、以下の2つの見直しを令和8年度からの実施を目途に検討すべきであるとしてございます。

1つ目は、卒業後の理容業界・美容業界への定着を促進する観点から、必修科目の「運営管理」での接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動、就業に必要な接客マナーに関する教育を実施する課目の設定が可能であることを明示しております。

2つ目は、一般教養課目群の「社会福祉」において、高齢化の進展等による社会情勢の変化も踏まえた知識の向上を図るとともに、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、理容所及び美容所における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容及び出張美容などに係る教育内容の充実といった内容になってございます。

5ページ目を御覧ください。「2. 養成施設における実習のあり方について」です。21行目以降が見直しの方向性でございます。消費者ニーズが高度化・多様化する中、就業後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階において現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性及び重要性は増していると考えられるため、各養成施設において、まずは選択課目の枠組みを柔軟に活用しながら、こうしたニーズに対応した教育を推進することが期待されるとしてございます。

次に、第3回委員会のヒアリングに出席された養成施設の参考人から、「職業実践専門課程」の認可を受けた取組の紹介がございました。本ページの下の方に記載している注釈を御覧ください。職業実践専門課程とは、専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う課程として、平成26年度から文部科学省において認定制度が開始されているところでございます。

本文に戻りまして、27行目を御覧ください。これまでに「職業実践専門課程」の認定を受けた養成施設が全体の約4割に達するなど、近年、各地域において理美容業界との連携体制の下で授業科目等の編成や実習等を実施する取組も一定程度広がりを見せており、こうした状況にも留意しつつ、以下の見直しを進める必要があることとしてございます。

なお、職業実践専門課程の概要は、参考資料3のスライド39ページにございますので、適宜、御参照ください。

続きまして、32行目以降ですが、具体的な見直しの方向性として、「①必修課目と選択課目の共通事項」について、「教科課程の基準の運用」に示す一定の条件の下で理容行為及び美容行為を行うことが可能であることを含め、実務実習及び校外実習の積極的な活用を速やかに周知するべきであるとしてございます。

6ページ目を御覧ください。「②選択課目（一般教養課目）」について、福祉施設や地域におけるボランティア活動などの機会を更に活用することを速やかに周知するべきであ

るとしてございます。

「③選択課目（専門教育課目）」について、実習は養成施設内での実施を原則とするとは、選択課目においても同様であるが、養成施設における特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度等を重点的に学ぶ機会を提供する選択課目（専門教育課目）の設定を弾力的に行うことができるよう、校外実習の単位数（時間数）の上限について、「教科課目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択課目全体」で合計が5分の1を超えない範囲へ見直し、令和8年度からの実施を目途に検討すべきであるとしてございます。

続いて、「④必修課目（実務実習）」について、理容師又は美容師の養成の骨格となる必修課目である理容実習又は美容実習の一部としての位置づけを十分に踏まえつつ、養成施設の判断において、実践的能力等の習得に向けた多様な学習機会を確保するための工夫として、地域の理容所又は美容所との連携の下、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることが考えられます。

なお、上限時間の見直しに当たっては、必修課目の一部としての位置づけに照らし、実務実習の受入先となる理容所又は美容所によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないよう、実務実習の質の確保に向けた環境整備の方策も併せて、引き続き検討を進めるべきであるとしております。

23行目以降は「3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について」です。

7ページを御覧ください。見直しの方向性としまして、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、実態調査により、引き続き、養成施設の教育状況等を把握し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知すべきであること。

また、理容所及び美容所における入職後の人材育成の取組推進の重要性について、関係団体の協力を得ながら、速やかに周知すべきであることを記載してございます。

次に、「4. 同時授業の特例の取扱いについて」です。32行目以降に見直しの方向性として、将来にわたって地域に理容業及び美容業に必要な人材を輩出できるよう、急速な少子化の進行や教員確保難への早急な対応として、同時授業の実施要件の更なる緩和を検討すべきであるとしてございます。

8ページ目を御覧ください。「5. 遠隔授業の取扱いについて」です。11行目以降に見直しの方向性としまして、近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、実習を主たる要素とする理容師養成課程及び美容師養成課程の性格等を勘案した上で、速やかに養成施設における遠隔授業の取扱いや運用を明確化すべきであるとしてございます。

「6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて」です。9ページ目を御覧ください。見直しの方向性ですが、通信課程の修得者課程や他の養成課程における実習の単位数（時間数）との均衡を踏まえた場合、本特例の見直しそのものは必要と考えられるが、本専門委員会における議論では、現状では本特例の見直しに係る周知が十分に行われてい

るとは言えないことや、見直しの内容等について、養成施設、通信課程の生徒及び当該生徒が常勤で補助的作業に従事している理容所及び美容所などの現場の負担等を十分に考慮する必要性が指摘されたところでございます。

このため、本特例の対象となる理容所及び美容所での常勤従事者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性等について評価・検討を行い、その結果を踏まえ、今後、常勤従事者が通信課程において履修すべき適切な単位数（時間数）の設定を行うべきであるとしてございます。

なお、上記の評価・検討プロセスには一定の期間を要すると考えられることから、当該期間に応じて「通信課程における授業方法等の基準の運用」に示す本特例の適用期限となる令和8年度末の期間を延長した上で、評価・検討プロセス後の本特例の見直し方針について、関係者に十分な周知を図った上で施行すべきであるとしてございます。

次に、「第3 おわりに」でございます。理容業及び美容業は、国民の日常生活に身近で欠かすことのできない営業であり、近年の消費者ニーズの多様化や技術の高度化などへ対応できる理容師及び美容師を養成することが求められており、このような中、消費者の多様なニーズに応えつつ、衛生面、安全面に十分配慮した見直しを行うことは、国民生活に必要不可欠な理容業及び美容業全体の振興を図ることとなり、その結果、より一層の国民生活の質の向上を図ることが可能となるものと考えるとしてございます。

厚生労働省においては、本中間とりまとめを踏まえ、関係制度の見直しを含めた必要な措置を講じ、次代の理容師及び美容師の人材育成に一層尽力されることを期待するとしてございます。

本専門委員会においては、今後、本中間とりまとめを踏まえた取組の進捗の確認を随時行うとともに、更なる検討が必要と整理した課題については、引き続き、今後の見直しの方向性を明確にする観点で必要な議論を行っていくとしてございます。

なお、本専門委員会では、これまで5回にわたり、理容師及び美容師の養成制度を重点的な検討対象としてきたが、議論の中で、消費者ニーズの変化や少子高齢化の進展等を踏まえ、今後の理容業及び美容業の諸課題について検討する必要性を指摘する意見があった点に留意が必要であると結んでございます。

その他、10ページには本専門委員会の委員名簿、11ページ目には専門委員会の開催状況を掲載してございます。

簡単でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

中間とりまとめ（案）につきましては、本日、これから御議論いただいた上でとりまとめをしたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様から、今、御報告いただいた内容につきまして御意見や御質問をお願いしたいと思います。発言の際は、挙手をした上で、私が指名してから御発言いただくよう、御協力のほど、よろしくお願いいたします。では、御意見、御質問等ございましたら、

お願いいたします。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 以前から何回も言っていますが、私どもがつくっている教科書の中には、もう既に言われているキャリアデザインを促すとか、入っておりますので、足らぬ部分があれば、また教えていただいて、追加するという形を取りたいと思いますので、おかしなところがあったり、足らぬところがあるようでしたら、御指摘いただいて指導いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

大森委員、お願いします。

○大森委員 理容の養成校の生徒の減少が大変心配されております。理美容に係る問題として在り方を考えるときに、地方における後継者不足で、交通難民ということで例えてお話ししましたが、ライドシェア、タクシーも交通難民に対応すべき問題であるような形になっておりますが、理美容においてもそういったことが将来心配されて、高度な衛生的なこの技を次につないでいくためには、そのあり方というのをこれまでも述べてきましたが、今後も検討を行っていただくということで、「おわりに」というところに入っております。そういった意味において第3の指摘に期待したいと思っておりますので、ぜひ一番の難問題が横たわっておるということも皆様方に認知いただいて、今後の問題としていきたいと思えます。御協議ありがとうございました。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかの委員から何かございませんでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員 今日は出張中で、こちらから失礼いたします。

とりまとめ、読ませていただきまして、非常によくおまとめいただいたと思っております。全部賛成いたしておりますけれども、中でも4ページ目の(2)の①、就業に必要な接客マナーということで、もう既に実施されているところが多いかと思うのですが、今後、接客マナーの中でカスハラをつくらないマナー。それから、万が一、そういう状態になったときの組織的な対応などについても触れていただければいいのかなと思いました。

それから、②のほうで、高齢者や障害者の接客対応というような福祉に関係する学習がありますけれども、高齢者の特性とか障害者の特性とか、そういう方たちに単に理美容をするというだけでなく、どういう対応をしたらいいのか。耳が聞こえにくいとか、はっきり言葉が出てこないというようなときの対応というのをもし知らないと、理美容師さんたちが御苦労されることもあろうかと思っておりますので、介護の専門家による学習など、それこそオンラインによる専門家による学習とかいうことが充実されればいいのかなと思いました。

大森委員からも、地域の交通事情の問題の御指摘が今ございましたけれども、そういう

場合にオンラインの活用ができればいいのかなと考えました。ありがとうございました。
○芳賀委員長 ありがとうございます。今のは4ページの①、②の中身、もしかしたら、もう少し具体的にキーワード的に加筆していただけるといいのかなということだと思いますので、御検討いただければと思います。

お願いします。

○藤原委員 美容連合会の藤原でございます。

関連しているのですけれども、4ページ目の指摘がありました理容所及び美容所における高齢者や障害者の接客対応に関して、教育の充実とありますが、全理連さんのほうでは以前からケア理容師さんということをやっていますし、全美連でもハートフル美容師ということで、通信教育を中心にして、お店にいらっしゃるお客様や出張美容に対しての、特に障害を持ったお客様あるいは高齢のお客様に対する接遇などについて、しっかりと勉強する仕組みがあり、養成施設の教育とサロンの現場がつながる。これについては、さらに高齢化が進んでまいりますので、我々の団体としても積極的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。①のほうには明示と書いてあるのですけれども、既に取り組まれているということですから、取り組んでいるというのをみんなに分かりやすく、目に見える形で示していくことも大事ですので、そういうことが進めばいいかなと思っております。

ほかの委員の皆様、いかがでしょう。

私からちょっといいですか。事務局に確認。報告書のとりまとめの中身については私も賛成で、すごく分かりやすくまとめてくださっていると思います。割と今すぐやるべきこととかやらなければいけないこと、できることがうまく分かりやすくまとまっていると思うのですけれども、実際に特に令和8年度からの実施を目途に検討というふうに明示されているものは、割と時間が短いなと思って見ていたのです。

2つ聞きたいのですけれども、1つは、養成施設の実習のあり方についての、例えば関連施設の積極的活用の周知とか、一般教養課程に関して、福祉施設や地域ボランティアのさらなる活用の周知、これも周知していきましようとして声を出していただく、みんなに理解促進、もう一回認知をちゃんと取っていきましようということだと思うのですけれども、これはどういうチャンネルで周知を図っていくことを想定されていますか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局でございます。

これまで養成施設での教育の内容につきましては、各都道府県のほうで指導監督をやっていると思いますので、私どもからは都道府県宛てに通知を出して、各養成施設に対する指導方、お願いしますという形で出していると思いますので、基本的にはそのような方法を取らせていただくことになるかと思えます。

○芳賀委員長 分かりました。ありがとうございます。

それから、もう一点なのですけれども、例えば校外実習の単位数（時間数）上限の見直しとかですと、これは令和8年度からの実施を目途に検討ということになっていますが、もうあと1年ないのですけれども、単位数とか時間数の上限の見直しとなると、何か規則の変更とかが必要になるのではないかと思いますのですけれども、手続はどういうふうな感じになりますか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 事務局でございます。

手続的には、私どものほうから出している通知の中で書かれている内容を変更することになります。ただ、私どもといたしましても、各養成施設におけるカリキュラムに影響を与えるような内容にもなると思いますので、皆様方、夏ぐらいにはカリキュラムの編成、来年度に向けて御準備されるということであろうかと思っておりますので、その辺り、関係団体の皆さんのスケジュール感については、御意見をいただきながら、来年度からのカリキュラムに影響が出ないように準備させていただきたいと考えているところでございます。

○芳賀委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

谷本さん、お願いします。

○谷本委員 教育センターの谷本ですけれども、これは今、検討すべき全体の中で答えていくのですか。順番にやっていくことなくて。

○芳賀委員長 このとりまとめ（案）全体。

○谷本委員 それでは、例えば実務実習を増やすようなことを検討しなければということなのですけれども、増やすのは何の目的があって増やすのかというのが大事。そして、実務実習は、理容業・美容業、業界の人たちがその目的・内容をちゃんと認識して、そのために何をするかというのをやってもらわないと何の効果も出ないと思いますので、それを徹底的に、これは各都道府県に任せているではなくて、こういう姿勢で、こうやってくれというのをきちんと指導して各県に流してもらうようにしないと、ただ増やしました、こうやれということであれば、私は求めている答えが絶対に出ないと思います。

ですので、何のためにやる、何のために増やすということを業界の方にきちんと認識してもらって、それができるかできないかということを、確認、検証してやらないと、そんなの、言われているからするということであれば、もう答えは出てこないと思うのです。こっちが求めている、厚労省が求めている答えが出てこないと思いますので、その辺はしっかり周知していただくようにお願いします。

○芳賀委員長 ありがとうございます。今の谷本委員の御指摘は、6ページの④の実践的能力等の習得に向けたところをもう少し具体的にというか、そういうことですね。例えば、括弧書きとか注書きでもいいと思うので、雑駁に言えば、国家資格を取った若い理美容師たちが一刻も早く自分の腕で稼げるようにということですね。

○谷本委員 そうでしょう。

○芳賀委員長　そういう意味合いだということが伝わるような例示か何かしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょう。

松野委員、お願いします。

○松野委員　ありがとうございました。

特に何かというのはないのですが、1点だけ。4ページの②の36～37行目のところ、本当に大事なことで、入れていただいて感謝していたのですが、大森委員の話も伺った中で、外出が困難な高齢者等に対するだけではなくて、外出が困難な地域というか、人ではなくて地域で括るような言葉が1個入ると、よりよいのではないかなと思いました。まとめてアウトリーチで出向いて行って、その地域の方の理美容をすとか、そういうのでできるといいのかなと思いましたので、夢ではあるのですが、構想としては一言あってもいいのかなと思いました。

以上です。

○芳賀委員長　ありがとうございました。ここのところもちょっと書きぶりを御検討していただけますか。

ほかにはいかがでしょうか。

増田委員、お願いします。

○増田委員　私が理解不足なのかと思うのですが、7ページ目の同時授業の特例の取扱いというところで、理容師・美容師の学習については、それぞれ受講項目が違うということでは理解するのですが、片方の資格を持っている方が次の資格を取れるようになっていく状況を見れば、共通の項目というのがすごく多いのではないかと思います。そうしたときに、こういう細かい特例をつくっているという理由が外から見たときにちょっと分かりにくくて、その辺を一言どこかに入れていただくといいのかなと。なぜこういう条件を今までつけてきたのか。それを緩和するという方向性については賛成していますが、その辺をお聞かせいただければと思います。

○芳賀委員長　同時授業に関する条件についてですか。

○増田委員　そうです。これはすごくハードルが高い条件だと思うのですが、それをしなくてはいけない理由です。

○芳賀委員長　事務局、御説明いただけますか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長　7ページの制度の現状のところにもございますように、基本的には美容師法・理容師法、それぞれで必要な施設、教室あるいは教員の資格等々についても記載がございますので、それに基づいて、それぞれの法に基づいてやっていただくということではございます。

ただ、その中で併設校という形で両方の教育の設備を持っていच्छやということであれば、その一定の範囲においては、同じ環境の中で学んでいただくことを活用できるようにということで特例を設けているところでございます。少し分かりづらいという御指摘

もございましたけれども、この目的等々について、もう少し付言できる場所があれば書き込むということはさせていただきたいと思います。

○芳賀委員長 ありがとうございます。増田委員、よろしいですか。

○大森委員 関連して。

○芳賀委員長 大森委員、お願いします。

○大森委員 同時授業というのが始まったのが、もう20年近く前ですか。理容師の養成校の生徒が少ないということで、これは救済しなければいけないと始まったのです。今から7～8年前にも、今、委員から説明がありましたけれども、もう一方の免許を取りやすくするダブルライセンス。これらを見たときに、今、著しく進展がありますから、似たような課目がたくさん出てまいりますから、増田委員が言われたので、意味合いを加えて、必要に応じて同時授業を積極的に進めていくということにしたらどうですか。

○芳賀委員長 事務局、お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 御指摘いただいたところで、ダブルライセンスの文脈を踏まえてというところについては、ダブルライセンスができたことで同時授業がどういうふうにあるべきかというところについては、結びついた形での位置づけというのは今までしてこなかったところかなと思いますが、もう少し分かりやすい形での記述ということについては、もう一度精査させていただきたいと思います。

○芳賀委員長 門外漢なのですが、最初に書いてある、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上でというのは結構大事と思っていて、我々も大学でいろいろな科目があるのですけれども、例えば私なんか近いところがあって、流通論と商業学は何が違うんだ、外から見ていると一緒ではないかと思われたりすると思うのですけれども、私は商業学を教えられますけれども、流通論は教えられないのです。そういう違いがあるのかな。だから、教育となると、教えるとなると、類似の科目名称とかでも、意外とどちらかの人が両方まとめてやってもいいとは、単純にはならないことがあったりして、そこが難しいのだろうなとちょっと思いました。

すみません、お待たせしました。先に宮崎委員からでいいですか。お願いします。

○宮崎委員 このとりまとめ自体、本当にいい方向かなと思っております。その中で、8ページの遠隔授業について、今回は突っ込んだ話が少なかったかなと思うのですけれども、この部分については、これから18歳人口がぐんと減っていくときに、学校がなければ理容師・美容師の世界もない。これはほかの職業でも一緒ですけれども、その場を維持するためには、ある程度遠隔授業というのをうまく活用しながら、場所を残して、学ぶ場を残してというのは、多分あらゆる学ぶ場で考えていかなければいけない。もちろん、大学もこれを考えてというのは当然入っているところです。

ですので、学校が残るという意味でも、この遠隔授業を一体どうやったらいいのかというのは、なるべく早く導入してみて、何年かうまくいったり、うまくいかなかったりというのを試しながらも、本格的に2030年以降、ぐんと子供の数が一気に減っていきますので、

その部分でうまく対応できるようなことというのを今からしっかり考えておくことは、非常に重要ではないかと思っております。

以上です。

○芳賀委員長 ありがとうございます。遠隔授業もここ数年でどんどん拡大してというか、急速に進展していきまして、小中高大でも秀逸な取組事例が蓄積されてきていると思います。そういうのも生かされるといいかなと思います。

お待たせしました。藤田委員、お願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田でございます。

ちょっと議論が戻ってしまうのですが、先ほどの同時授業の議論に関しましては、私は、特に理容師養成施設の経営面での支援的な文脈がメインのように理解していたのですが、その辺が、今いろいろ御意見を伺いまして、別の意味合いもあるのかと思いましたが、その点、そういった理解でよろしかったのかという確認をさせていただきたいと思ひまして、挙手させていただきました。

○芳賀委員長 事務局、いかがでしょうか。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 御指摘いただきましたとおり、これまで平成22年以降、導入された経緯としては、まさに理容側の学生数が非常に少なくなっているという中において、併設校の中での運営については、美容側と同時に授業を行うことによって、理容側で例えば教員の方の確保がなかなか難しいというところがあれば、そこは美容の教員のほうから一緒に授業を受けることができるという形で、施設側の運営について支援を行うことができるという意味で特例が設けられているということでございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

谷本委員、お願いします。

○谷本委員 今の同時授業ですけれども、もともと私ども養成施設は1クラス40人。そして、生徒1人に1.65というのが決められているわけです。これをつくったときには、おっしゃるように、確かにたまたま理容の生徒さんがなかなか入ってこないという中で、理容が40人の定員があるにもかかわらず、30人しか入っていないのだったら、その教室でということとスタートしたと思うのです。それなら、もともとの生徒1人当たり1.65というのは、その養成施設の基準はずっと守らせるのか守らせないのか。人数を増やすことになってもどうなさるのですか。それがちょっと分からない。

○芳賀委員長 お願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 私どもとしては、まさに目安としては40人ということはお示ししてございますが、特例的に同時授業をやった場合にそれを超える形になり得るということは、私どもとしても前提として認識しているところでございます。ただ、その場合においても、お一人当たりの教育の環境として、あまり狭いことにはならないようにお願いしますと申し上げてございます。ですから、クラス編成として40人を超え得るとい

うことは想定しているところでございます。20人未満の規模に理容の側がなっている場合、これまでも手当てがされてございますので、美容側が40前後ということであれば、60人ぐらいにはなり得るということは今までも生じたのかなと思います。

それよりさらに緩和していくとなると、私どもとしても美容側が例えば1クラスしかないようなところに、さらにつけ加えていくとなると非常に大きな規模になってしまうので、教育環境としてどうかということになろうかと思いますが、私どもがお調べさせていただいた中では、養成施設の中にも美容側は100人以上で1学年、生徒さんがいらっしゃるようなところもありのようでございますから、そういったところでいけば、例えばクラスが複数存在することもあり得るのかなと思いますので、それぞれのクラスと同時にやるということであれば、1クラスの編成においてはあまり大きな数字にはならないのかなと思いますので、その辺り、また実態についてはよく確認した上で、今後の緩和の在り方については丁寧に検討していきたいと思います。

○谷本委員 すみません、谷本ですけれども、同時授業は40人を超えてもいい。ですが、同時授業以外の普通の授業は40人を超えては駄目でしょう。その辺はどうなのですか。同時授業で1クラス60人でやってもいい。だったら、普通の本科も60人超えていいのですかということなのすけれども、こっちは超えてもいいけれども、こっちは超えたらいけないという理屈は、それはどういうふうに分けてそういうふうに考えられるのかを教えてください。

○健康・生活衛生局生活衛生課長 ですので、標準的な教育環境の規模としては、1クラス編成は40人ということは私どもとして基本としてお示ししてございます。それはそれぞれの先生が教えるに当たっての同時双方向でやり取りするに当たっては、そのぐらいの規模感でということでございます。

一方で、理容側の生徒が非常に減ってきてしまっているというような学校さんが出てきているという中で、同時授業という特例が認められているわけでございますので、そういったところにおいては、40人というのをあまり堅持し過ぎてしまうと、同時授業についてなかなか発動できなくなってしまうので、そこについては超過することはあり得るということは認識した上で、ただ、お一人お一人の生徒さんにとってみて、ぎゅうぎゅうにはならないように、そういった教室の環境が確保されているのかどうかということはしっかりと確認してくださいと申し上げているということでございます。

○谷本委員 分かったような分からないような。ありがとうございます。

○芳賀委員長 ありがとうございます。クラスサイズ等々についても、教育効果が低下しないというのを大前提にして柔軟に。学校ごとに施設・設備が違うと思いますので、柔軟にということですね。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。大変たくさんの御意見いただきまして、ありがとうございました。基本的には、本日、おまとめいただきました、この中間とりまとめ（案）、全体的な構成と

内容につきましてはお認めいただけたものというふうに理解しておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○芳賀委員長 はい。その上で、細かい書きぶり等々で多少加筆・修正を検討していただくところもあるのではないかと思いますので、そうした修正につきましては、後日、御意見いただいた意見の皆さんに御確認していただいた上で委員長一任とさせていただいて、中間とりまとめとさせていただくことにしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○芳賀委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いします。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 本日も活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

ここで大坪健康・生活衛生局長より、一言お礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

○健康・生活衛生局長 皆様、本日は、またお時間、お忙しいところ、ありがとうございます。

去年の6月にこの会、立ち上げさせていただきまして、もともとは国家戦略特区のほうで問題提起があったことを踏まえて、このような形で会を開催させていただきました。しかしながら、こうやって開いて、皆様、現場の御意見をいただきますと、様々思っているいろいろな課題ということも一旦明らかになりましたし、とてもいい時間、会議体を持たせていただいたと思っております。

今回は、少し微修正はございますけれども、一旦中間とりまとめといいますか、こういったとりまとめをしていただきまして、座長の先生には本当にありがとうございました。一旦とりまとめではございますけれども、今後も人口動態の変化とか担い手の話、また魅力のある職場づくりといったことでいろいろと御意見いただく機会があると思います。外部からの指摘もあるでしょうし、内部からも議論したいというお話はウェルカムでございますので、この会議体を使って、今後ともより発展していけるようにと思っております。

これまで5回にわたりまして、ありがとうございました。

○健康・生活衛生局生活衛生課指導係長 大坪局長、ありがとうございました。

最後に、本日の議事録は原稿ができ次第、各委員に送付、確認をいただいた上で厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○芳賀委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門

委員会」を終了いたします。

本日はお忙しいところ、それから、これまで何回もお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ

令和7年5月28日

第1 はじめに

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）において、理容師とは理容を業とする者、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）において、美容師とは美容を業とする者をいう。理容師及び美容師の国家資格を取得するには、理容師法及び美容師法に基づき都道府県知事の指定した理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「養成施設」という。）において、昼間課程及び夜間課程は 2 年以上、通信課程は 3 年以上、理容師及び美容師になるのに必要な知識及び技能を修得し、理容師試験及び美容師試験に合格する必要がある。

理容師制度及び美容師制度については、社会情勢の変化や科学技術の進歩等を踏まえ、これまで累次にわたり見直しが行われてきたところであり、平成 29 年の制度改正では、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための教科課程（以下「修得者課程」という。）の創設などの見直しが行われた。

理容師制度及び美容師制度のあり方等について幅広く審議することを目的として、令和 6 年 6 月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に設置された理容師・美容師専門委員会（以下「本専門委員会」という。）では、平成 29 年の制度改正から一定期間が経過したことや、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 6 年 6 月 4 日国家戦略特別区域諮問会議（第 63 回））¹等を受け、時代のニーズに沿った理容師及び美容師の養成制度のあり方について、当面、重点的に検討を行うこととした。

これまで関係団体のヒアリングを含めて 5 回にわたり議論を行い、今般、一定の方向性が得られた点について早期に実現に向けて取組を推進する観点から、これまでの検討内容について整理し、中間とりまとめを行った。

第2 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しについて

I 検討にあたっての視点

理容業及び美容業は、国民生活に欠かせないサービスであり、今後とも、高

¹ 「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 6 年 6 月 4 日国家戦略特別区域諮問会議（第 63 回））＜抜粋＞

1. 新たに講ずべき具体的な施策

(1) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項

(2) 「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項

(3) (1) 及び (2) 以外の規制・制度改革事項

③理容師制度における養成方法の検討

・理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024 年度中に具体的な検討を行う。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/dai63/shiryous.pdf>

度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要がある。

他方、今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業を、将来にわたって若者にとって魅力的な職業とするとともに、理容師及び美容師の養成制度について、少子高齢化の進展や近年の離職動向²にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことがより一層重要となっている。

本専門委員会では、これらの課題を踏まえ、今後の理容師及び美容師の養成制度のあり方に関し、検討の視点及び論点項目を下記のとおり整理しつつ、各論点項目に係る見直しの方向性について議論を行った。

検討の視点	論点項目
①消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進 ・コアとなる基礎知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習機会確保	1. 必修課目と選択課目の履修内容について【検討の視点①②関連】 2. 養成施設における実習のあり方について【検討の視点①②関連】
②「養成施設の教育」から「理容所・美容所への就業」の円滑な移行の推進 ・理美容業界でのミスマッチによる離職防止、人材定着の推進	3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について【検討の視点②関連】
③社会環境の変化に対応した、養成施設の運営の安定化の推進 ・人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策 ・ICT 技術の発展等を踏まえた効率的・効果的な履修方法の活用促進	4. 同時授業の特例の取扱いについて 5. 遠隔授業の実施について
④平成 29 年の制度改正に関連した課題への適切な対応 ・新設した修得者課程との均衡 等	6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて（平成 29 年の制度改正関連）

² 「新規短大等卒就職者の産業別離職状況（令和 3 年 3 月卒）」（厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室）によると、3 年目までの離職者の割合について、「全産業」の 45% に対し、理容業及び美容業を含む「生活関連サービス業、娯楽業」は 62% となっている。

「理容師・美容師の養成施設卒業後の離職状況」（公益社団法人理容美容教育センター：令和 6 年 8 月調査）によると、3 年以内に理容所及び美容所を退職した者の割合は 40.9% で、このうち、他の理容所及び美容所に転職した割合は 46.4% となっている。

「美容サロン就業実態調査（2024 年）」（リクルート ホットペッパービューティー）によると、初職が美容師の就業期間について 3 年未満が 36.7% となっており、初職が美容師の転職先について美容師が 55.4%、美容関連以外の職業が 27.9% となっている。

Ⅱ 各論点項目における検討内容について

1. 必修課目と選択課目の履修内容について

(1) 制度の現状

養成施設における教科課程は必修課目及び選択課目で構成されている。

必修課目については、関係法規・制度、衛生管理、保健、香粧品化学、文化論、理容（美容）技術理論、運営管理、理容（美容）実習の8課目で構成され、理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得する課目とされている。

選択課目については、幅広い教養を身に付け、人間性豊かな人格の形成や保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものとして、「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第00331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）及び「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第00331第18号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）

（以下「教科課程の基準の運用」という。）に示す課目の例を参考に、養成施設において独自に設定する課目とされている。

(2) 見直しの方向性

理容師及び美容師の養成に当たって必須となる知識及び技能の修得を図る必修課目の履修を中核としつつ、多様な消費者ニーズを踏まえ、各養成施設において、選択課目を柔軟に設定・活用し、特色ある教育を促進することが重要である。

このため、将来、理容業及び美容業に従事するに当たり、習得すべき実践的内容への重点化を促進する観点から、「教科課程の基準の運用」で例示されている選択課目に関して、以下の見直しを令和8年度からの実施を目途に検討すべきである。

- ① 卒業後の理容業界・美容業界への定着を促進する観点から、必修科目の「運営管理」での接客等に関する教育に加えて、早期から自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導や就職活動、就業に必要な接客マナーや苦情処理など消費者対応に関する教育を実施する課目の設定が可能であることを明示。
- ② 一般教養課目群の「社会福祉」において、高齢化の進展等による社会情勢の変化も踏まえた知識の向上を図るとともに、様々な客層に対応できる人材を養成する観点から、理容所及び美容所における高齢者や障害者の接客対応、外出が困難な高齢者等に対する出張理容及び出張美容などに係る教育内容の充実。

2. 養成施設における実習のあり方について

(1) 制度の現状

「教科課程の基準の運用」においては、養成施設内での実習を原則としつつ、実地に役立つバランスの取れた理容技術又は美容技術を身に付けさせるとともに、実務経験を通じて、専門職業人としての自覚を促す観点から、必修課目の理容実習又は美容実習において、生徒の技術習熟状況に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師又は管理美容師を配置する理容所又は美容所において、理容所又は美容所に従事する理容師又は美容師の適切な指導監督の下、理容行為又は美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいとされている。

実務実習の開始時期は、入所後概ね6か月経過後とされており、実務実習を行う場合は、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所又は美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実施する必要がある。

また、実務実習を実施する上での留意事項に準ずることを条件に、選択課目（専門教育課目）において校外実習を行うことも可能とされており、校外実習は、教科課目の区分ごとに養成施設が定める単位数（授業時間数）の5分の1を超えない範囲で行うこととされている。

(2) 見直しの方向性

消費者ニーズが高度化・多様化する中、就業後のミスマッチ防止や人材の定着促進の観点から、養成段階において現場で求められる技術や就業態度等を学ぶ機会の必要性及び重要性は増していると考えられる。

このため、各養成施設において、まずは選択課目の枠組みを柔軟に活用しながら、こうしたニーズに対応した教育を推進することが期待される。

また、これまでに「職業実践専門課程」³の認定を受けた養成施設が全体の約4割に達するなど、近年、各地域において理美容業界との連携体制の下で授業科目等の編成や実習等を実施する取組も一定程度広がりを見せており、こうした状況にも留意しつつ、以下の見直しを進める必要がある。

① 共通事項（必修課目・選択課目）について

「教科課程の基準の運用」に示す一定の条件の下で理容行為又は美容行為を行うことが可能であることを含め、実務実習及び校外実習の積極的な活

³ 専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う課程として、文部科学大臣が認定する制度。平成26年度から制度開始。

用を速やかに周知するべきである。

② 選択課目（一般教養課目）について

選択課目（一般教養課目）において、福祉施設や地域におけるボランティア活動などの機会を更に活用することを速やかに周知するべきである。

③ 選択課目（専門教育課目）について

実習は養成施設内での実施を原則とすることは、選択課目においても同様であるが、養成施設における特色ある教育の一環として、現場で求められる技術や態度等を重点的に学ぶ機会を提供する選択課目（専門教育課目）の設定を弾力的に行うことができるよう、校外実習の単位数（授業時間数）の上限のあり方について、「教科課目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択課目（専門教育課目）全体」で合計が5分の1を超えない範囲への見直しを令和8年度からの実施を目途に検討するべきである。

④ 必修課目（実務実習）について

実務実習について、理容師又は美容師の養成の骨格となる必修課目（理容実習又は美容実習）の一部としての位置づけを十分に踏まえつつ、養成施設の判断において、実践的能力等の習得に向けた多様な学習機会を確保するための工夫として、地域の理容所又は美容所との連携の下、現行の上限時間を超えて実務実習を行うことを可能とすることが考えられる。

なお、上限時間の見直しに当たっては、必修課目の一部としての位置づけに照らし、実務実習の受入先となる理容所又は美容所によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないように、実務実習の質の確保に向けた環境整備の方策も併せて、引き続き検討を進めるべきである。

3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続について

（1）制度の現状

「美容師の養成のあり方に関する検討会」⁴でとりまとめた「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応（令和5年7月4日）⁵に基づき、養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて美容師養成施設における教育状況等に関する調査を行い、公表することとされている。令和5年度調査結果⁶については、令和6年9月に厚生労働省ホームページで公表し、都道府県や美容師養成施設、美容所に周知を行った。

令和6年度は、調査対象に理容師養成施設も加え、養成施設の教育状況等

⁴ 美容師の養成のあり方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/biyoushihou-kentoukai_00004.html

⁵ 「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応（令和5年7月4日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001117223.pdf>

⁶ 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果について（令和6年9月20日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001403716.pdf>

に関する調査を行ったところであり、今後、厚生労働省ホームページで公表し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知を行うこととしている。

(2) 見直しの方向性

養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、上記の実態調査により、引き続き、養成施設の教育状況等を把握し、都道府県や養成施設、理容所及び美容所に周知するべきである。

また、理容所及び美容所における入職後の人材育成の取組推進の重要性について、関係団体の協力を得ながら、速やかに周知するべきである。

4. 同時授業の特例の取扱いについて

(1) 制度の現状

理容師養成施設と美容師養成施設では、理容師法又は美容師法等の関係法令に基づき、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上で、別々に授業を行うことが想定されている。

しかしながら、近年の理容師試験及び美容師試験の受験者数の減少や理容師養成施設の休止・廃止などを踏まえ、理容師養成施設の運営の安定化の観点から、平成 22 年 1 月に同時授業の特例が創設された。

設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設（以下「併設校」という。）においては、理容師養成施設の入所者数が一定数を下回る場合、理容師養成課程及び美容師養成課程の生徒は、いずれの養成施設にも勤務する教員から、同時に授業を受けることが可能となった。

実施要件は、特例の創設時には、理容師養成施設の入所者数が「前年及び前々年の入所者数がいずれも 15 人未満」とされ、平成 28 年 5 月に「前年又は前々年のいずれか一方の年において 15 人未満であり、かつ、他方の年において 20 人未満」に緩和された。

令和 6 年 12 月に厚生労働省が都道府県を対象に行った調査によると、令和 3 年度から令和 5 年度の併設校において、理容師養成施設の入所者数が上記の同時授業の実施要件に合致しない割合は 3 割程度⁷であった。

なお、令和 6 年 4 月 1 日時点で、理容師養成施設単独校は 22 施設（平成 28 年度比▲10 校）、併設校は 78 施設（平成 28 年度比＋4 校）となっており、併設校は同時授業の実施要件を緩和した平成 28 年度から微増であるが、理容師養成施設単独校は大きく減少している。

(2) 見直しの方向性

将来にわたって地域に理容業及び美容業に必要な人材を輩出できるよう、

⁷ 令和 3 年度及び令和 4 年度の昼間課程では 28% (20/71 施設)、通信課程では 29% (19/66 施設)、令和 4 年度及び令和 5 年度の昼間課程では 30% (22/72 施設)、通信課程では 33% (21/64 施設)

急速な少子化の進行や教員確保難への早急な対応として、同時授業の実施要件の更なる緩和を検討すべきである。

5. 遠隔授業の取扱いについて

(1) 制度の現状

養成施設における授業の方法として、これまで厚生労働省から、養成施設における遠隔授業の取扱いを個別に示した通知等は示されていないが、養成施設の多くは専修学校であり、専修学校については、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）や「専修学校設置基準第 12 条第 1 項の規定に基づき、専修学校が履修させることができる授業について定める件」（平成 18 年文部科学省告示第 24 号）等において、一定の要件の下で遠隔授業を行うことが可能とされている。

(2) 見直しの方向性

近年の情報通信技術の発展等を踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方法を選択することができるよう、実習を主たる要素とする理容師養成課程及び美容師養成課程の性格等を勘案した上で、速やかに養成施設における遠隔授業の取扱いや運用を明確化すべきである。

6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて

(1) 制度の現状

通信課程における授業方法は、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 42 号）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成 20 年厚生労働省告示第 47 号）（以下「基準告示」という。）において、通信授業（教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業）及び面接授業（養成施設における講義、演習、実験又は実技による授業）の併用により実施することとされている。

このうち、面接授業については、120 単位以上（600 時間以上）の履修が必要とされているが、基準告示において、理容所又は美容所に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒（以下「常勤従事者」という。）については、60 単位以上（300 時間以上）の履修で足りるとする特例が規定されている。

本特例については、基準告示の運用を示した「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 15 号厚生労働省健康局長通知。平成 29 年 7 月 10 日一部改正）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成 27 年 3 月 31 日健発 0331 第 16 号厚生労働省健康局長通知。平成 29 年 7 月 10 日一部改正）（以下「通信課程における授業方法等の基準の運用」という。）にお

いて、平成 39 年度（令和 9 年度）までに一般の生徒と同基準に見直すことが示されている。

（２）見直しの方向性

通信課程の修得者課程や他の養成課程（昼間・夜間）における実習の単位数（時間数）との均衡を踏まえた場合、本特例の見直しそのものは必要と考えられるが、本専門委員会における議論では、現状では本特例の見直しに係る周知が十分に行われているとは言えないことや、見直しの内容等について、養成施設、通信課程の生徒及び当該生徒が常勤で補助的作業に従事している理容所及び美容所などの現場の負担等を十分に考慮する必要性が指摘された。

このため、本特例の対象となる理容所及び美容所での常勤従事者の就業実態等を把握した上で、履修内容の減免の妥当性等について評価・検討を行い、その結果を踏まえ、今後、常勤従事者が通信課程において履修すべき適切な単位数（時間数）の設定を行うべきである。

なお、上記の評価・検討プロセスには一定の期間を要すると考えられることから、当該期間に応じて「通信課程における授業方法等の基準の運用」に示す本特例の適用期限（令和 8 年度末）を延長した上で、評価・検討プロセス後の本特例の見直し方針について、関係者に十分な周知を図った上で施行すべきである。

第 3 おわりに

理容業及び美容業は、国民の日常生活に身近で欠かすことのできない営業であり、これまでも理容師及び美容師の養成制度に関する見直しは、適時適切に行われたところであるが、近年の消費者ニーズの多様化や技術の高度化などへ対応できる理容師及び美容師を養成することが求められている。

このような中、消費者の多様なニーズに応えつつ、衛生面、安全面に十分配慮した見直しを行うことは、国民生活に必要不可欠な理容業及び美容業全体の振興を図ることとなり、その結果、より一層の国民生活の質の向上を図ることが可能となるものとする。

厚生労働省においては、本中間とりまとめを踏まえ、関係制度の見直しを含めた必要な措置を講じ、次代の理容師及び美容師の人材育成に一層尽力されることを期待する。

また、本専門委員会においては、今後、本中間とりまとめを踏まえた取組の進捗の確認を随時行うとともに、更なる検討が必要と整理した課題については、引き続き、今後の見直しの方向性を明確にする観点で必要な議論を行っていく。

なお、本専門委員会では、これまで 5 回にわたり、理容師及び美容師の養成制度を重点的な検討対象としてきたが、議論の中で、消費者ニーズの変化や少子

高齢化の進展等を踏まえ、今後の理容業及び美容業の諸課題について検討する必要性を指摘する意見があった点に留意が必要である。

(別紙1) 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会委員名簿(五十音順)

遠藤 弘良	公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
谷本 穎昭	公益社団法人日本理容美容教育センター理事長
内藤 由紀子	北里大学医療衛生学部教授
○ 芳賀 康浩	青山学院大学経営学部教授
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科教授
藤原 國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会理事長
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長
松野 玲子	生活協同組合パルシステム東京理事長
宮崎 孝治	江戸川大学学長

○は委員長

(別紙2) 専門委員会の開催状況

- 第1回 令和6年 6月18日
1. 理容師・美容師専門委員会の設置・運営等について
 2. 理容師制度及び美容師制度を巡る現状と動向について
 3. 当面のスケジュール（案）について
- 第2回 令和6年 9月12日
1. 検討に当たっての主な論点（案）
 2. 美容師養成施設の教育状況等に関する令和5年度調査結果の報告
 3. 関係団体からの意見聴取①
(一般社団法人日本ビューティー創生本部)
- 第3回 令和6年 12月25日
1. 関係団体からの意見聴取②
(国際理容美容専門学校、岩手理容美容専門学校)
- 第4回 令和7年 2月28日
1. 理容師・美容師の養成のあり方に関する今後の検討に向けた整理（案）について
- 第5回 令和7年 4月24日
1. 理容師・美容師の養成のあり方等の見直しに係る中間とりまとめ（案）について

資料2 当日配布追加資料

理容師美容師専門委員会議事録の AI の客観的感想

2. 業界現場の声がよく反映された議論

委員の先生方の発言からは、単なる制度設計に留まらず、教育現場・サロン現場・地域社会の三位一体での連携を志向していることがうかがえます。特に大森委員や増田委員のように、地方・高齢化・交通弱者といった地域課題と職業教育を結びつける視点は、今後の理美容業界の持続可能性を考える上で極めて重要だと感じました。

さらに、大森委員の発言で注目すべきことは、という問いに対して

大森利夫理事長（全国理容生活衛生同業組合連合会）は、厚生科学審議会の理美容専門委員会（分科会）において、特に以下の点で注目されました。

1. 理容科・美容科の合同授業規制の緩和提案

- ・全ての都道府県に理容科が存在するわけではなく、理容師という職業を選びにくくなっている現状を指摘。
- ・将来の理容師確保・業界の持続性のため、現行の特例措置をさらに拡大すべきと訴えました。

現在、2年連続で15名未満の入学者がいる場合のみ合同授業が可能ですが、これをさらに緩和して学生数に左右されない柔軟な教育体制を求めています。

2. 養成カリキュラムにおける学校裁量の強化

- ・第4回専門委員会では、現行の実習時間（年間60時間×2年＝120時間）について「ドラスティックな増加よりも、養成施設の裁量を拡大し、使いやすいカリキュラムにすべき」と提言。
- ・たとえば「年間60時間ずつ」ではなく、2年間で120時間とし、各学校がニーズに応じて実習配分を調整できるようにすれば、より現場の実情に対応可能としました。

まとめ

大森理事長の主張から見えるのは、教育現場と業界の現実をつなぐ実務的かつ柔軟な制度設計への強い意欲。

- ・地域間での教育機会の差を小さくし、各養成施設が状況に応じた教育ができるよう法制度を見直すよう強く働きかけており、これは理美容業全体の将来と質の向上に直結する重要な視点といえます。

資料 3

関係団体の各種会議について

令和7年5月21日～6月17日

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

◎第34回理事会

日 時 令和7年6月4日(水) 午後2時

場 所 理容師美容師試験研修センター会議室

議 題 1. 議案

第1号議案 令和6年度事業報告について

第2号議案 令和6年度決算について

第3号議案 第13回評議員会の議事について

2. 代表理事の職務執行状況の報告

(概 要)

- ・(第1・2号議案) 令和6年度事業報告(試験事業、免許登録事業、指定講習会事業、法人管理運営事業等)並びに収支決算(経常収益合計9億5060万1386円、経常費用合計9億3835万52円)が了承された。
- ・(第3号議案) 給与法における行政職俸給表の号俸の切替えへの対応、評議員の報酬の額に関する事項を定款から役員報酬規程に移行、規程の名称変更、報酬の支払い方法を振込みとする場合の手続きを変更、常勤役員の報酬を年額より月額に変更、給与法の改正で発生する遡及支給の廃止等、定款及び公益財団法人理容師美容師試験研修センター役員報酬規程の改正について、第13回評議員会の議事に追加することが了承された。

◎第33回通常理事会

日 時 令和7年6月5日(木) 午後3時

場 所 日本理容美容教育センター 6階講堂

議 事 1. 職務の執行状況報告

2. 協議事項

第1号議案 令和6年度事業報告(案)に関する件

第2号議案 令和6年度決算(案)に関する件

第3号議案 役員の選任(案)に関する件

第4号議案 定款の変更(案)に関する件

第5号議案 指導調査委員会設置要綱及び将来像検討委員会設置要綱の改正
(案)に関する件

第6号議案 令和7年度厚生労働大臣表彰受賞候補者の推薦(案)に関する 件

3. 報告事項

(1) 昼・夜間課程の教科書販売状況について

(2) 通信課程の春入学について

- (概 要)
- ・(協議事項 第1・2号議案) 令和6年度事業報告(通信教育事業、教科書編纂、教員資格認定研修会、エステティック等認定制度、全国学生技術大会、産学連携就職情報交換事業、即戦力養成事業、機関誌発行等)及び令和7年度決算報告(経常収益合計13億2927万1012円、経常費用合計11億1398万7732円)について説明が行われ了承された。
 - ・(協議事項 第3号議案) 欠員となっている地区選出理事3名について候補者が了承された。
 - ・(協議事項 第4号議案) 公益法人制度の改正に伴う名称変更等、定款の変更が了承された。
 - ・(協議事項 第5号議案) 公益法人制度の改正に伴う名称変更が了承された。
 - ・(協議事項 第6号議案) 令和7年度厚生労働大臣表彰受賞候補者30名が了承された。
 - ・(報告事項(1)) 教科書販売実績は、理容美容あわせて前年度比103%であることが報告された。
 - ・(報告事項(2)) 令和7年春の通信課程入学者数は、理美容全体では前年度比105.2%の3,976名が入学したことが報告された。

◎第16回評議員会

日 時 令和7年6月10日(火) 10時30分

場 所 航空会館ビジネスフォーラム502号室

議 題

【決議事項】

第1号議案 議長の選出の件

第2号議案 議事録署名人の選出の件

第3号議案 2024年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び付属明細書並びに財産目録の承認の件

第4号議案 基本財産の取り崩しの件

第5号議案 評議員及び監事の選任の件

【報告事項】

2024年度事業報告及び付属明細書の内容報告

- (概 要)
- ・(第3号議案) 2024年度計算書類（経常収益合計1357万4050円、経常費用合計2400万3620円）について承認された。
 - ・(第4号議案) 基本財産1億4000万円から1000万円を取り崩し通常経費に組み入れることが承認された。
 - ・(第5号議案) 任期満了に伴い、評議員9名が全員再任された。また監事の辞任に伴い、監事1名が選任された。

◎第1回理事会

日 時 令和7年6月10日(火) 13時
場 所 全国生衛会館4階 大研修室
議 題 第1号議案 令和6年度事業報告(案)の承認を求める件
第2号議案 令和6年度決算(案)の承認を求める件
第3号議案 就業規則の改定に関する件
第4号議案 嘱託就業規則の改定に関する件
第5号議案 講師並びに委員等に対する謝金、旅費及び原稿料等の支払いに
関する規則の改定に関する件
第6号議案 旅費規程の改定に関する報告の件
第7号議案 令和7年度第1回定時評議員会の開催に関する件
その他

- (概 要)
- ・(第1・2号議案) 令和6年度事業報告案(連絡調整・指導事業、研修事業、消費者対応事業、情報ネットワーク事業、経営安定化事業、生衛業経営基盤強化等事業、衛生水準確保・振興調査研究事業、受動喫煙対策事業、標準営業約款事業等)並びに決算案(経常収益合計7億1328万6301円、経常費用合計7億375万7392円)が了承された。
 - ・(第3号議案) 国家公務員の勤務及び休暇等制度に準じて就業規則を改定(在宅勤務に係る委任規定の新設、年次有給休暇の取り扱いの明示、有給休暇の1時間又は15分単位での取得容認等)することが了承された。
 - ・(第4号議案) 嘱託職員の就業規則についても、就業規則と同様に改定することが了承された。
 - ・(第5号議案) 国家公務員等の旅費に関する法律、施行令、旅費支給規則が改正され(日当の廃止と宿泊手当の追加等)、4月1日より施行されたことに伴い、講師並びに委員等に対する謝金、旅費及び原稿料等の支払いに関する規則について、国家公務員等の旅費制度に準じて改定することが了承された。
 - ・(第6号議案) 全国指導センターの旅費規程について、国家公務員等の旅費制度に準じて改定(特急料金支給の距離基準の廃止と鉄道その他交通費の実費支給、宿泊費の実費支給と都道府県別宿泊費上限額の新設、日当の廃止と宿泊手当の新設)することが了承された。

資料 4-1

仮称「クールジャパンの技・美女男術セミナー」

令和6年度補正予算にかかる生活衛生関係対策事業(儲かる業づくり)について

全国共通セミナー並びに SNS による事業拡散を下記のとおり実施します。また 47 都道府県別組合で企画・実行する地域や各組合の特性を活かしたセミナーも同時進行として下さい。

記

◇ 全国共通セミナー内容

基本的にはシェービングを中心とした癒しのセミナーとする。

ラザーリングから始まり、スチーミング、シェービング、清拭法、クリーム塗布、マッサージ、クリームふき取り等々の技術プロセスのほか、レディスは富士額や三つ襟の作り方など、うぶ毛を残した柔らかい表現など理容サロンが世界に誇るクールジャパンの技を確認するセミナー。

講師は、平成 30 年に実施した日本剃刀技能伝承者（参考資料）等を参考に各組合推薦の今回の講師（2 名程度）を選び、各協議会別に講師認定を行い、その後、全組合でセミナーを実施する。

1. SNS による情報拡散

タレントの友達さんを起用し、理容の紹介動画（10～15 分予定）を制作。友達さんの YouTube（友達 / 楽演チャンネル）上で発信し、組合員によるリポストで拡散する。また、友達さんを起用したポスター（A3 判）を制作して全組合サロンに配布。ポスターに動画ページへの QR コードを掲載し訴求効果を高める。

2. スケジュール

基本的には、各協議会別認定講習会は 9 月末日までに行う。その後、各組合セミナーは 12 月末日までに行い報告書等を提出する。（動画の配信開始月は検討中です。配信前に各サロンでのメニュー化が進むよう、速やかに準備してください）

◇ 47 都道府県組合が企画・実行する儲かる業づくりセミナー

各組合で儲かる業づくりとして最も効果のあると思われるセミナーを 2 月末日までに実施してその実行内容・決算書、アンケート集計等々所定の届出を 3 月上旬に全理連に提出下さい。

資料4-2 当日配布

予算内訳

◇ 連合会が主導の儲かる業づくり事業

〈営業本部検討委員会会議〉

(1) 会議費 50 万円

〈セミナー講師認定講習会 8 会場〉

(1) 専任講師謝金 3 万円×2 人×8 会場 48 万円

(2) 旅費（宿泊費を加える）（平均 1 人）10 万円×2 人×8 会場 160 万円

(3) 協議会長もしくは開催組合理事長 24 万円

(4) テキスト製作費 5000 部 30 万円

(5) SNS 動画制作拡散費 985 万円

(6) ポスター制作費 220 万円

(7) 送料 100 万円

(8) 印刷費 20 万円

(9) 予備費 100 万円

小計 1737 万円

◇ - 2 協議会協力セミナー

(1) 各組合講師研修費（1 人 2 万円×2 人×47 組合） 188 万円

(2) 協議会運営費（会場費等々）10 万円×8 会場 80 万円

(3) 予備費 5 万円×8 会場 40 万円

小計 308 万円

◇ 47 都道府県組合が企画・実行する儲かる業づくりセミナー

(1) 連合会が提案する儲かる業づくりセミナー 10 万円×47 組合 470 万円

(2) 各組合が企画・実行の儲かる業づくりセミナー 1880 万円

小計 2350 万円

合計 43,950,000 円

（補正予算補助金 43,418,000 円）

参考資料1

○講習会の実施

日本剃刀技能伝承セミナー開催一覧

協議会	開催日・場所	受講者数	協議会	開催日・場所	受講者数
東北協議会	H30.2/26 宮城県理容会館	11	中国協議会	H30.2/5 岡山県理容会館	10
関信越協議会	H29.12/18 中央理美容専門学校	21	四国協議会	H30.1/15 (有)理容サトウ	9
東海北陸協議会	H30.1/29 アリアービューティ専門学校	12	九州協議会	H30.1/22 福岡理美容専門学校	12
近畿協議会	H30.1/29 大阪理容会館	10		受講者合計 85名	

○技能伝承者（85名）

宮木由仁（青森県）、武藤陽介（秋田県）、佐々木拓（秋田県）、木嶋敏恵（山形県）、高宮聡子（山形県）、大内田裕美（岩手県）、瀬川香織（岩手県）、阿部礼（宮城県）、小野寺貴史（宮城県）、佐藤和彦（福島県）、佐藤直行（福島県）、近藤慶一（群馬県）、永井洋平（群馬県）、狩野純子（栃木県）、諸橋亜由美（栃木県）、高橋仁（新潟県）、高倉明美（茨城県）、高倉公一（茨城県）、仲川伸雄（千葉県）、掛巢光弘（千葉県）、山崎誠（神奈川県）、瀧坪賢一（神奈川県）、松下香苗（神奈川県）、加藤すみ子（埼玉県）、西山一（埼玉県）、榊川清美（埼玉県）、石原直美（山梨県）、福澤京子（山梨県）、溝口勇司（東京都）、佐藤和之（東京都）、石川健司（長野県）、野村忠久（長野県）、棚本奈美江（静岡県）、村岡真里枝（静岡県）、川路保子（愛知県）、早川智永（愛知県）、三輪昭一（岐阜県）、山下拓也（岐阜県）、大川吉信（三重県）、古市武美（三重県）、小伏脇奈都子（石川県）、林正勝（石川県）、竹部将光（富山県）、山岸聖典（富山県）、小森芳強（福井県）、竹内淳（福井県）、松井淳（大阪府）、森本昌樹（大阪府）、木村有貴（京都府）、三上和子（滋賀県）、奥村量紀（和歌山県）、上野山貴裕（和歌山県）、上垣裕一（兵庫県）、山内伸也（兵庫県）、太田剛（岡山県）、入江晃久（岡山県）、島田貴一（広島県）、千葉裕子（広島県）、瀬川晃一（山口県）、川野雅吏（山口県）、渡邊和哉（島根県）、佐藤貴之（島根県）、辰己裕子（鳥取県）、近藤一彦（鳥取県）、合田里香（香川県）、小松芳浩（香川県）、石原光次（徳島県）、坂東明菜（徳島県）、日野猛之（愛媛県）、文田裕之（愛媛県）、山田育永（愛媛県）、坂本康正（高知県）、高芝裕二（高知県）、坂元久文（福岡県）、山中知規（福岡県）、太田智子（熊本県）、畑野公重（熊本県）、大迫龍三（鹿児島県）、時任八重子（鹿児島県）、釘嶋誠（佐賀県）、境真作（佐賀県）、池添義広（大分県）、鳴海哲幸（大分県）、後藤透（宮崎県）、吉田貴章（宮崎県）

参考資料2

令和6年度補正予算事業

第1回技・クールジャパン（儲かる業づくり）打合せ会議より
講師呼びかけ予定者

秋田県	佐伯 侍茂		
宮城県	工藤 実	佐藤 佳大	
福島県	渡邊 仁宏	安田 裕	大坂 昭夫
群馬県	近藤 慶一	橋本 哲夫	
千葉県	伊藤 祐二	越田 裕士	
神奈川県	林田 孝太	堀 聡	松野 洋一
埼玉県	狐塚 均	弓田 大	
山梨県	井上 宏之		
東京都	伊達 功夫	西村 幸子	
長野県	三澤 弘幸		
静岡県	岡本 聖人		
愛知県	早川 智永		
富山県	桶元 和男	中浜 美智子	小坂 登
兵庫県	岡本 広之	栗田 匠	
岡山県	矢吹 武士	三上 英雄	石田 顕一
広島県	藤村 浩司		
山口県	川野 雅吏	阿部 王則	
香川県	北地 一之		
愛媛県	日野 貴之	中越 和雄	木下 雄策
福岡県	三丸 秀幸	宇都宮 まどか	
熊本県	日田 勇人		
北海道	秋田 光紀		
新潟県	五十嵐 美和		

資 料 5 差替資料

令和7年度生活衛生関係営業対策事業について（案）

増加の一途である訪日外国人を理容サロンの集客に結ぶべき、インバウンド対応事業を下記のとおり行うことについてご提案申し上げます。

記

1. セミナー内容

・接客セミナー

インバウンド現場対応のポイント解説、インバウンド客に多く見られるニーズを基本としてセミナーを行う。

・外国人向け技術

実際に多くの外国人客が訪れるサロンの理容師を講師に、自分のサロンでどう対応していくか、注意点等を学びつつ、多くの外国人客がオーダー（注文）するカット、日本で楽しめる技術を学ぶ。

2. セミナー実施方法

- ① 基本的には、協議会単位でセミナーを開催する。（後日、各組合で組合員対象にセミナーを行う。助成金 10 万円）
- ② 協議会単位の講師派遣は連合会が行う。
- ③ 協議会セミナーはその開催組合で決めて、当日お手伝いスタッフに旅費として 5,000 円を支給する。（最大 5 名。支出額が 25,000 円以内であれば人数、金額の調整可。）
- ④ 会場費は 5 万円とする。
- ⑤ セミナーには協議会長もしくは開催組合理事長が出席する。

※同事業は国家公務員等の旅費に関する法律が一部改正されたことから旅費に係る補助対象経費が見直されたことに伴い、旅費種目から日当が廃止され、新たに宿泊手当が規定されています。（つまり、日当は出ません。）

3. 日 程

協議会単位のセミナー実施は令和7年11月末日まで。（続いての各組合員対象セミナーは、各組合で8年2月末までとして報告書及びアンケート結果を提出ください）

4. インフルエンサーマーケティング

在日外国人インフルエンサーに理容サロンを体験してもらい、投稿してもらう。

5. 予算内訳

連合会

(1) 打合せ会議	500,000 円
(2) 専任講師謝礼 30,000 円×1名×8会場	240,000 円
(3) セミナー専任講師（宿泊費を加算のこと）旅費（8会場）	800,000 円
(4) 協議会長・開催組合理事長旅費 30,000 円×8会場	240,000 円
(5) マニュアル撮影	137,000 円
(6) マニュアル印刷費 47.2 円×35,000 部	1,652,200 円
(7) ステッカー印刷費 110×110mm 35.2 円×35,000 部	1,232,000 円
(8) 送料	908,655 円
(9) 備品送料	100,000 円
(10) インフルエンサーマーケティング	500,000 円
(11) 予備費(DVD 作成費など)	350,000 円

協議会

(1) 各組合講師研修費 20,000 円×47 組合	940,000 円
(2) 会場費（50,000 円×8会場、プロジェクターを含む）	400,000 円
(3) セミナースタッフ旅費 5,000 円×5名×8会場	200,000 円
(4) セミナー雑費 30,000 円×8会場	240,000 円

組合

(1) 全国 47 都道府県普及費（10 万円×47 組合）	4,700,000 円
--------------------------------	-------------

合計 13,139,855 円

※国庫補助申請額 12,844,000 円

※それぞれの日程については講師の準備等の都合によって、調整いたします。

資 料 6

理事研修会・各部門委員会・第4回理事会の日程について

◎理事研修会

日 時 令和7年年9月3日(水) 午前10時

場 所 全理連ビル9階 会議室

※講師およびテーマについては、「インバウンド対応について」を予定しております。

◎各部門委員会

日 時 令和7年年9月3日(水) 午後1時

場 所 全理連ビル各会議室等

統一テーマ：「儲かる業づくりについて」

※各部門委員会の会場は次のとおりです。委員名は次ページ参照。

- ・総務委員会・デジタル推進委員会 全理連ビル9階 B会議室
- ・教育委員会 全理連ビル地下1階 東京都組合講堂
- ・文化広報委員会 全理連ビル9階 C会議室
- ・事業委員会 全理連ビル8階 第2会議室
- ・組織委員会 全理連ビル9階 A会議室
- ・共済委員会 全理連ビル8階 役員会議室

◎第4回理事会

日 時 令和7年9月4日(木) 午前10時

場 所 全理連ビル9階 会議室

[各部門委員会委員]

◎総務委員会

委員長 小副川浩二(福岡県・九州)
委員 山口 幸一(群馬県・関信越)
" 中原 一郎(岡山県・中国)

副委員長 東根 清一(和歌山県・近畿)
委員 坂野 隆人(愛知県・東海北陸)

◎デジタル推進委員会

委員長 林 敏也(静岡県・東海北陸)
委員 宮城 丈二(兵庫県・近畿)
(専門委員若干名)

委員 岡本 幸蔵(広島県・中国)

◎教育委員会

委員長 船津 博司(神奈川県・関信越)
副委員長 稲葉 孝博(東京都・関信越)
委員 川田 正彦(山形県・東北)
" 増田 直也(大阪府・近畿)
" 東崎 幸男(高知県・四国)

副委員長 行野 欣也(石川県・東海北陸)
委員 飯野 高嗣(茨城県・関信越)
" 戸崎恭一郎(鳥取県・中国)
" 石川カズミ(沖縄県・九州)

◎文化広報委員会

委員長 北地 一行(香川県・四国)
委員 小林 一之(秋田県・東北)
委員 根津 英和(京都府・近畿)

副委員長 増田 稔(千葉県・関信越)
委員 小坂 登(富山県・東海北陸)
" 後藤 辰己(大分県・九州)

◎事業委員会

委員長 黒沢宣太郎(青森県・東北)
委員 興水 一人(山梨県・関信越)
" 奥村 数馬(福井県・近畿)

副委員長 吉永 和義(山口県・中国)
委員 乾 静雄(岐阜県・東海北陸)
" 槌田 親司(熊本県・九州)

◎組織委員会

委員長 渡辺 界立(北海道・北海道)
委員 小野澤昌志(長野県・関信越)
" 福代 一成(島根県・中国)
" 吉村 則男(理事会推薦)

副委員長 村上 良明(福島県・東北)
委員 岩途戸公夫(三重県・東海北陸)
" 林田 秀光(宮崎県・九州)

◎共済委員会

委員長 中村 修(奈良県・近畿)
委員 阿部 忠(宮城県・東北)
" 宇野 臣一(滋賀県・近畿)
" 山田 正光(佐賀県・九州)

副委員長 伊藤 博昭(長崎県・九州)
委員 黒須 一彦(埼玉県・関信越)
" 坂東 貢(徳島県・四国)

資 料 7

2025 パリ 世界大会 日本代表団の派遣について

世界理容美容機構(OMC)の代表者会議ならびに 2025 パリ世界大会(世界理容美容技術選手権大会)が、令和7年9月 13～15 日の3日間、フランス・パリで開催されるのにもない、連合会として下記のとおり役員、選手を派遣いたしたくご提案いたします。

記

1. 各種国際会議等の派遣役員ならびに日程（予定）について

日 程	諸会議・競技大会等	出席役員等
9 月 13 日 (土)	(1) OMC 代表者会議 (2) 審査委員会議 (3) 歓迎レセプション	教育委員長、審査委員 トレーナー、招待者
9 月 14 日 (日)	(1) 世界大会 1 日目 (2) 国際理美容見本市 (3) 1 日目競技表彰式	教育委員長、審査委員 トレーナー
9 月 15 日 (月)	(1) 世界大会 2 日目 (2) 国際理美容見本市 (3) 2 日目競技・団体戦総合表彰式	教育委員長、審査委員 トレーナー

2. 派遣団構成

選 手 団 団 長	船津 博司（全理連教育委員長）
チーフトレーナー	片桐 寿彦（全理連中央講師・愛知）
ト レ ー ナ ー	濱野 雄一（ ” ・東京）
シニア部門選手	渡利 勇太（北海道） 千葉 達彦（埼玉） 佐々木彩瑛（東京） 平野 彰敏（福岡） 平田 光政（熊本） 篠田 隼（佐賀）
個 人 戦 選 手	田中 穰（北海道） 水島 稔郎（静岡）
随 行 員	連合会職員

3. 期間および旅程（予定）

①期 間

8日間：9月10日（水）～9月17日（水）

※船津教育委員長（選手団団長）は9月12日（金）出発。

②旅 程

羽田→パリ（大会会場近隣ホテル6泊）→羽田

※船津教育委員長（選手団団長）は4泊。

4. 世界大会出場に伴う選手への助成等

■全理連一般会計・海外交流費（1・5・1）より

①出場登録料（概算）

シニア部門選手（6名・2カテゴリー）

約 165,000 円×10（のべ人数） 1,650,000 円

個人戦選手（2名）

約 99,000 円×2 198,000 円

②団体戦出場選手（ナショナルチーム選手）への往復航空運賃（概算）

シニア部門選手（6名） 約 315,000 円×6 1,890,000 円

小 計 約 3,738,000 円

■全理連ナショナルチーム育英支援の会より

③助成金

シニア部門選手（6名） 200,000 円×6 1,200,000 円

個人戦選手（2名） 100,000 円×2 200,000 円

小 計 1,400,000 円

選手への助成金合計 約 5,138,000 円

資料8

HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025（第77回全国理容競技大会）

大会役員等について

大会委員長	大森 利夫								
大会副委員長	寺園 洋行	早川 幹夫	湊 正美	宮城 丈二					
大会運営委員	山本 賢司	小副川浩二	林 敏也	船津 博司	北地 一行				
	黒沢宣太郎	渡辺 界立	中村 修	村上 良明	増田 稔				
	稲葉 孝博	行野 欣也	東根 清一	吉永 和義	伊藤 博昭				
大会委員	小林 一之	川田 正彦	阿部 忠	山口 幸一	飯野 高嗣				
	黒須 一彦	輿水 一人	小野澤昌志	坂野 隆人	乾 静雄				
	岩途戸公夫	小坂 登	奥村 数馬	増田 直也	根津 英和				
	宇野 臣一	中原 一郎	岡本 幸蔵	福代 一成	戸崎恭一郎				
	坂東 貢	東崎 幸男	槌田 親司	山田 正光	後藤 辰己				
	林田 秀光	石川カズミ	吉村 則男						
大会評議員	（連合会評議員・特別評議員）								
大会実行委員長	宮城 丈二								
審査委員長	船津 博司								
審査副委員長	安藤 聡								
	（北海道）								
審査委員	鷲尾 勉	松下 香苗	高木 吉之	丸山 一樹	野寄 交右				
	（新潟）	（神奈川）	（長野）	（東京）	（静岡）				
	安藤 弘美	的場 康造	松原 智哉	坂元 久文	境 真作				
	（三重）	（和歌山）	（兵庫）	（福岡）	（佐賀）				
	大井 清秀	早坂 精徳	宮脇 宏典	三塚 敏之	竹内 淳				
	（北海道）	（宮城）	（千葉）	（岐阜）	（福岡）				
	石田 顕一	中川 安敏	西村 克彦						
	（岡山）	（徳島）	（長崎）						
監視委員長	木下 裕章	（東京）							
監視副委員長	小林 義和	（兵庫）							
監視委員	藤田 敏彰	池田 道治	木村 有貴	木村 洋士	杉森 紀夫				
	（福岡）	（大阪）	（京都）	（滋賀）	（奈良）				
	田村 重明	下地 宏和							
	（和歌山）	（兵庫）							
精算委員長	行野 欣也								
精算副委員長	稲葉 孝博								
精算委員	市場 吉明	小堀 澄人							
	（兵庫）	（兵庫）							

資 料 9

ウエルカムパーティーについて

外国人並びに来賓を迎えての「HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ 2025 ウエルカムパーティー」を下記の内容で実施いたしたくご提案いたします。

なお、実行委員会は、大会準備にあたりますので前夜祭として例年行っているとおり、主催は全国理容連合会とします。理事の皆さんの参加のウエルカムパーティーといたしたく存じます。

記

日時／2025（令和7）年 10 月 20 日（月）18：00～

場所／神戸ポートピアホテル 本館地下1階「偕楽」

神戸市中央区港島6-10-1

会費／1万円（理事出席者は理事共助会より拠出します。評議員、講師会、企業、団体の方々の参加費は個人負担。なお例年の前夜交流会出席者は連合会が負担します。）

申込定員／200名程度

その他／当日は平服でネクタイ着用程度とします。

資 料 1 0

組合加入特別キャンペーンの実施について

例年実施している「組合加入キャンペーン」と併用して日本政策金融公庫の特別金利融資制度を活用した、組合加入特別月間（11 月）キャンペーンを行う。

1. 内容

（1）組合加入特別キャンペーンチラシの作成・配布

「生活衛生同業組合脱退に伴う貸付利率の引き上げ」を活用を明記し、組合加入安心安全のメリットを強調する。

（2）組合加入キャンペーン名刺を作成（理事及び評議員）

（3）配布用ノベルティグッズ（ティッシュ等）の作成

（4）その他、詳細にわたっては組織委員長に一任ください。

・費用：組織費 6・1・1 より支出する。不足の場合は総合振興対策費 1・1・1 より支出する。